

重要事項説明書

社会福祉法人阿部睦会 共楽荘特養ホーム

1 法人の概要

法人名称	社会福祉法人阿部睦会
代表者名	会長 阿部 厚三
所在地・電話	横須賀市衣笠栄町 4-14 電話 046(851)1904
業務の概要	昭和 23 年 10 月法人設立 次の介護保険給付の対象となるサービスを提供しております。 ・ 養護老人ホームの経営・特別養護老人ホームの経営・保育所の経営 ・ 老人居宅介護等事業の経営・老人デイサービスセンターの経営 ・ 老人短期入所事業の経営・老人介護支援センターの経営 ・ 居宅介護支援事業・地域包括支援センター事業・配食サービス事業 ・ 診療所の事業・介護予防・日常生活支援総合事業
事業所数	18

2 施設の概要

事業所名	共楽荘特養ホーム
所在地	横須賀市衣笠栄町 4-14
電話番号	046-851-1904
サービスの種類	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
営業日	年中無休
受付時間	月～金 9:00～17:00
定員	137 名
指定日	平成 12 年 1 月 11 日
介護保険 事業所番号	横須賀市第 1471900538 号
施設長(管理者)	阿部 吉朗

3 施設の目的及び運営方針

- (1) 社会福祉法人阿部睦会が経営する共楽荘特養ホーム(以下「施設」という)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、ご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し必要な援助をおこないます。
- (2) 施設は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供いたします。
- (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携に努めます。

4 施設の職員体制等 (2024年4月1日現在)

職 種	人 員
施設長(管理者)	1名
介護職員	76名(常勤36パート勤務者40)
生活相談員	3名(常勤2パート勤務者1)
看護職員	8名(常勤2パート勤務者6)
機能訓練指導員	2名(常勤2)
介護支援専門員	4名(常勤3パート勤務者1)
医師(内科・歯科)	2名(常勤1嘱託1)
精神科医	1名(嘱託1)
管理栄養士	3名(常勤3)
調理員	16名(常勤10パート勤務者6)
事務担当職員等	8名(常勤6パート勤務者2)

5 ご入居者に対するサービスの内容

サービスの内容は、次のとおりとする。

入浴、排泄、食事の介護、口腔衛生の管理、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話、教養娯楽設備の提供、クラブ活動、レクリエーション行事の管理、行政手続上の代行、「共楽荘特養ホーム預り金等取扱要綱」に従って行うご入居者の貴重品の管理。

6 ご入居者の利用料その他の費用の支払い方法

ご入居者は、要介護度に応じサービスを受けたときは、別表に基づく以下の利用料を施設に支払うものとする。

- (1) 介護報酬告示の額から介護保険給付額を差し引いた差額分
(自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合)
 - (2) 居住費・食費の自己負担額
 - (3) 次に定めるサービスについては、その他費用とし、ご入居者の希望により別表に基づき施設に支払うものとする。
 - イ 財産保全(出納管理)費
 - ロ 日常生活費(誕生会行事食、季節行事食、おやつ)
 - ハ 理美容サービス費
 - ニ 個人所有の家電製品電気代
 - ホ 医療費(診療、薬代)
 - へ あじさいの会 会費(1年分)
 - ト 日用品費
 - チ 教養娯楽費
- 2 前項の支払いを受ける場合は、ご入居者及びその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、ご入居者又は家族の同意を受けるものとする。
 - 3 利用料その他の費用は、1ヶ月毎に計算し、ご入居者は翌月23日までに施設が指定する方法で

支払うものとする。

- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

7 居室等の概要(特養ホーム、ショートステイ併設)

- (1) ご入居者の居室は、ご入居者の心身の状況や居室の空き状況により決定いたします。
- (2) ご入居者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により介護職員・ケアマネで可否を決めます。またご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際はご入居者やご家族と協議のうえ決定いたします。

居室・設備	室数	備考
個室(1人部屋)	19	(うち 個室ショートステイ4床)
2人部屋	35	(うち2人部屋ショートステイ8床)
4人部屋	16	(うち4人部屋ショートステイ4床)
食堂	5	
機能訓練室	1	機能訓練室の主な設備・器具
特別浴室	2	歩行訓練斜面段
浴室	3	移動式歩行補助平行棒
医務室	1	全身理学療法装置
静養室	1	姿勢矯正用鏡
洗面設備	57	
便所	30	
廊下幅	-	2.8m
消火設備	-	消防法その他法令等に規定された設備

8 秘密保持・個人情報の保護

- (1) 施設の従業者は、業務上知り得たご入居者又はその家族の秘密保持を厳守いたします。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得たご入居者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に規定いたします。

9 記録の保管期間

施設は、サービスに係る記録を完結の日から5年間保管します。

10 緊急時等の対応方法

サービスの提供中に、ご入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族・主治医または協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

11 協力医療機関

施設は、協力医療機関として「共楽荘診療所」「社会福祉法人日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院」を定め、協力歯科医療機関として「原歯科医院」を定めます。

1 2 サービス利用に当たっての留意点

「生活のしおり」をご参照ください。

1 3 非常災害対策

- (1) サービスの提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業者はご入居者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等の連携方法を確認し、災害時には避難の指揮をとります。
- (2) 非常災害に備え、「防災訓練実施計画表」を作成し定期的に避難訓練を行います。

1 4 事故発生時の対応

「共楽荘 事故防止(再発防止)に関する指針」により対応いたします。

1 5 衛生管理

- (1) 事業に使用する備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意いたします。
- (2) 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

1 6 第三者評価

提供するサービスの第三者評価は、実施しておりません。

1 7 虐待防止のための措置に関する事項

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 8 苦情対応・相談窓口

苦情処理の体制として、その提供したサービスに関するご入居者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応いたします。ご入居者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをいたしません。

○ご相談や苦情については、次の窓口でお受けします。

施設お客様相談コーナー	所在地	〒238-0031 横須賀市衣笠栄町 4-14
	電話番号	046-851-1904
	FAX番号	046-850-5400
	相談担当	主任生活相談員 小原 由佳里
	対応時間	9:00～17:00
第三者委員	阿部睦会監事	荻野 正 046 (825) 9625

○公的機関においても、ご相談等ができます。

<p>横須賀市介護保険相談窓口 (民生局福祉こども部介護保険課給付係) <u>※横須賀市以外の方は、</u> <u>当該市町村介護保険担当窓口へ</u></p>	<p>所在地 〒238-8550 横須賀市小川町1 1 番地 電話番号 046-822-8253 FAX番号 046-827-8845 対応時間 8:30～17:15 休み 土・日・祝祭日・年末年始</p>
<p>神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係</p>	<p>所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 苦情専用 0570-022110 対応時間 8:30～17:15 休み 土・日・祝祭日・年末年始</p>

(2024年4月1日改訂版)

別表 料金表

令和6年6月1日改定（※居住費令和6年8月1日改定）

※自己負担額については、小数点以下によって多少誤差が生じることがあります。

<地域区分>4級地 1単位=10.54円

<介護福祉施設サービス費(従来型個室・多床室)>

ご入居者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589単位/日	621円	1,242円	1,862円
要介護2	659単位/日	695円	1,389円	2,084円
要介護3	732単位/日	772円	1,543円	2,315円
要介護4	802単位/日	845円	1,691円	2,536円
要介護5	871単位/日	918円	1,836円	2,754円

ご入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

また上記介護福祉施設サービス費のほかに、下記各種加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

<各種加算>

令和6年6月1日改定

★印の加算はご利用者毎の加算となります。

NO.	加算名	単位数	利用料金 (×10.54円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
1	日常生活継続支援加算	36単位/日	379円	38円	76円	114円
2	看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	42円	4円	8円	13円
3	若年性認知症入所者受入加算★	120単位/日	1,265円	126円	253円	379円
4	精神科医療養指導加算	5単位/日	53円	5円	11円	16円
5	外泊時費用加算(1月6日を限度)★	246円/日	2,593円	259円	519円	778円
6	初期加算(30日分)★	30単位/日	316円	32円	63円	95円
7	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位/月	1,054円	105円	211円	316円
8	口腔衛生管理加算(Ⅱ)★	110単位/月	1,159円	116円	232円	348円
9	療養食加算(1日に3回を限度)★	6単位/回	63円	6円	13円	19円
10	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	527円	53円	105円	158円
11	安全対策体制加算(初日のみ)★	20単位/日	211円	21円	42円	63円
12	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	1,054円	105円	211円	316円
13	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%				

※協力医療機関連携加算(Ⅰ)は令和7年4月1日以降は50単位/月とする。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は令和6年6月1日からとする。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は「介護福祉施設サービス費(従来型個室・多床室)」と「各種加算 NO.1~12」の合計単位数に掛けるものとする。

<居住費・食費> (日 額)

令和6年8月1日改定

対象者	区分 利用者負担	居住費		食費	
		多床室	従来型 個室		
生活保護受給の方					
世帯全員が 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階1	0円	380円 (320円)	300円	
	段階2	430円 (370円)	480円 (420円)	390円	
	段階3①	430円 (370円)	880円 (820円)	650円	
	段階3②	430円 (370円)	880円 (820円)	1,360円	
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	1,100円	2,200円	1,910円

※0内料金は令和6年7月31日までとする。

<その他費用>

財産保全(出納管理)費		月額	1,080円
日常生活費	誕生会行事食	1回	1,080円
	季節行事食	1回	1,080円
	おやつ代	1回	216円
理美容サービス費		—	実費
個人所有の家電製品電気代		月額	110円
医療費(診療、薬代)		実費	
あじさいの会 会費(1年分)		4,800円	
日用品費		個人購入(実費)	
教養娯楽費		本人希望のもの(実費)	